農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン(抜粋)

【令和2年3月 農林水産省策定】

第5 「データ創出型」契約のモデル契約書案

5 当初データ等の利用権限等

第3条(当初データ等の利用権限等)

2 データ提供者が、当初データ等の利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された当初データ等を提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する当初データ等の提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

3 データ提供者およびデータ受領者は、別紙4に定める利用権限を超えて、当初データ等を利用および/または処分してはならない。

別紙4 当初データ等およびその利用権限

データ提供者	自己利用することに限る(ただし、本目的の制限はなし。)。データ
の利用権限	受領者による事前の書面による承諾なく、当初データ等を第三者に譲
	渡または利用許諾してはならない。
データ受領者	本目的の範囲で自己利用することに限る(加工等を含む)。データ提
の利用権限	供者による事前の書面による承諾なく、当初データ等を第三者に譲渡
	または利用許諾してはならない。

6 派生データの利用権限等

第4条 (派生データの利用権限等)

2 データ提供者が、派生データの利用を望む場合には、別途両当事者で定める申込書式に必要事項を記入の上、データ受領者に申請をするものとする。データ受領者は、その利用が利用権限を逸脱しているなど特段の事情がない限り、データ提供者に対して、申請された派生データを提供しなければならない。ただし、データ提供者に対する派生データの提供に費用を要する場合には、データ受領者は別途定める手数料をデータ提供者に請求することができる。

3 データ提供者およびデータ受領者は、別紙5に定める利用権限を超えて、派生データを利用、開示、譲渡、利用許諾および/または処分してはならない。

別紙5 派生データおよびその利用権限(抜粋)

A THE CONTRACT OF THE PROPERTY		
	データ提供者	自己利用することに限る(ただし、派生データの無断改変等は認めな
	の利用権限	い。)。データ受領者による事前の書面による承諾なく、派生データ
		を第三者に譲渡または利用許諾してはならない。
	データ受領者	自己利用することに限る。データ提供者による事前の書面による承諾
	の利用権限	なく、派生データを第三者に譲渡または利用許諾してはならない。デ
		ータ提供者は、データ受領者への同意提供を不合理に留保しない。